

「秋田県ニューグリーンマイスター育成学校」実施要綱

(平成9年4月17日林-329秋田県林務部長と協議制定)

第1 趣旨

林業労働者に対し、林業労働に必要な専門的な知識及び技能を習得させ、優秀な林業技能者を育成するために一貫した研修を実施する。

第2 名称

この研修の名称は「秋田県ニューグリーンマイスター育成学校」(以下「育成学校」という。)とする。

第3 事業の実施

1 実施主体

実施主体は、公益財団法人秋田県林業労働対策基金(林業労働力確保支援センター)とする。

2 研修教程

研修教程は、概ね次の表によるものとする。

研修年次	1 年 次	2 年 次
研修日数	60日以上(うち実践技術教程を含む)	30日以上(うち実践技術教程を含む)
教程項目	(1) 林業新任者技術教程 森林・林業知識、技術の基礎(造林、測量、測樹、枝打ち、間伐、チェーンソー等目立て、林業機械操作、救急法等) (2) 林業機械技能講習等教程 ① 伐木等の処理(チェーンソー従事者)安全衛生特別教育 ②刈払機取扱作業安全衛生教育 ③ 機械集材装置運転業務安全衛生特別教育 ④ 小型車両系建設機械(整地)運転業務安全衛生特別教育 ⑤ 不整地運搬車(1t以上)運転技能講習 ⑥ 車両系建設機械(整地)運転技能講習 ⑦ 秋田県松くい虫専門調査員 ⑧造林作業の作業指揮者等安全衛生教育 (3) 林材業リスクアセスメント実務研修	(1) 林業機械技能講習等教程 ① 玉掛(1t以上)技能講習 ② 小型移動式クレーン(5t未満)等運転関係技能講習 ③ はい作業主任者技能講習 ④ 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 ⑤ 高所作業車運転技能講習 ⑥ 伐木等機械の運転業務に係る特別教育 ⑦ 走行集材機械の運転業務に係る特別教育 ⑧ 簡易架線集材装置等の運転業務に係る特別教育 ⑨ 無人航空機操作基礎講習 ⑩ ロープ高所作業特別教育 ⑪ フルハーネス型落下防止用器具特別教育 (2) ワイヤスプライス教程 (3) 高性能林業機械操作訓練教程 (4) 森林施業プランナー育成教程
教程項目の受講要件等	(注1) 林業機械技能講習等教程において、既に修了済みの項目については、受講を免除する。 (注2) 2年次の講習の内、(1)の③はい作業主任者技能講習及び④地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習は、受講資格として3年以上の経験年数を要する。 (注3) 1年次において、2年次に係る資格取得について実施時期等により、2年次卒業までに受講ができなくなる恐れがあると判断される場合には、1年次に繰り上げて受講できるものとする。	

3 入校資格

次に掲げる要件をみたす者とする。

- (1) 認定事業体に在職し、林業関係の事業に従事している者で通年雇用されている者、若しくは学卒及び再就職予定者等で通年雇用が確定しており今後林業に従事しようとする者
- (2) 入校推薦時において、原則として満18歳以上45歳以下で、知識と技術の習得意欲があると事業主が認め、推薦する心身ともに健康な者
- (3) 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の受講者とならない者。
- (4) 2年次の受講資格は、1年次の教程を修了した者

4 募集人員

募集人員は、概ね40名程度とする。

5 研修場所

研修場所は、秋田県森林学習交流館のほか、研修内容により適宜選定するものとする。

6 入校申込

被雇用者を1年次生に入校希望する事業主は、入校推薦書（様式第1号及び別表1）を募集通知に記載する申込期限まで、公益財団法人秋田県林業労働対策基金理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。なお、2年次生の入校推薦書（様式第2号及び別表2）は、別途通知する日まで提出するものとする。

7 入校生の決定

理事長は、入校推薦書に基づき選考を行い入校を決定し、事業主に通知するものとする。

8 講習等負担金

- (1) 受講料は無料とする。
- (2) 交通費、宿泊費等は、事業主負担とする。

9 卒業証書等の交付

理事長は、各入校生が要綱第3の2の教程項目の受講要件等に則り、全ての教程を修了したときは、ニューグリーンマイスター育成学校の卒業と認め卒業証書を交付するとともに、卒業証書交付者名簿に登載するものとする。

附則 この要綱は、令和4年3月25日から施行する。